

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項	青年等就農計画の認定	農政課 産業振興課

- 1 審査基準は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第7の4及び同要綱別紙5に定めるものとする。
- 2 標準処理期間は、60日間とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。